

令和8年度第1回田辺市男女共同参画懇話会会議録（要約）

開催日時 令和8年6月9日（火）午前10時～12時10分

開催場所 田辺市役所2階 大会議室（オンライン併用）

出席委員 植本委員、井濤委員、穴塚委員、堀委員、高橋委員、井溪委員、
山田委員、中井委員、前田委員、浜野委員、竹内委員、濱野委員、
中村委員、金川委員、須本委員、高垣委員

欠席委員 なし

出席職員 竹本企画部長、平谷室長、坂本主任

傍聴者 3名

内 容

1. 開会

- ・自己紹介

各委員及び職員自己紹介

- ・田辺市男女共同参画懇話会について

田辺市男女共同参画懇話会の公開について事務局から説明。また、ホームページの委員名簿登載、会議録の発言者表記をアルファベットで掲載することについて承諾を得た。

2. 議事

（1）第3次田辺市男女共同参画プラン令和7年度推進状況報告について

（2）令和7年度田辺市男女共同参画センターの事業報告、令和8年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について

（3）令和7年度懇話会で出された意見についての各課回答

3. その他

（1）庁内各部署との連携

田辺市消防本部消防総務課から

「消防分野における男女共同参画の推進について」説明

- (2) 意見交換 委員からの提案による意見交換
- (3) その他

主な意見

議事(1): 第3次田辺市男女共同参画プラン令和7年度推進状況報告について(事務局から資料により説明)

A委員・・・評価項目をしなくなった主な理由をお聞かせください。

事務局・・・評価項目でやっていたんですけども、今までの評価項目の各課からの報告にかえて今回消防本部から聞くような形にしたんですが、以前の懇話会でもお話させてもらったように、資料ばかりではなくて、実際話を聞く場の方がいいのではないかとということで、進めさせてもらったものです。

A委員・・・実際お話聞くのは大変いいことだと思うんですけど、今回のように、1回の会議につき一担当部署というペースで言いますと、なかなか網羅的に取り組みに対する認識をお伺いするっていうのは、難しいと思います。お話を聞かせていただくことは何も否定しないんですけども、評価項目っていうのは我々もこうやって一目瞭然でわかるように載せていただく方が、課題に対する認識がこちらでも把握できて、それに対する意見なんかも、もっと出しやすいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局・・・この表の、前回で言いましたら1つ列が多くて、評価項目の結果を書いていた状態なんですけども、自己評価になるんです、例えば、一番最初で言うと男女共同参画の講座を何回やりました、それに対する自己評価ということで、例えば10回やったからAっていうような形だったりしたんですけども、そのA B Cの自己評価がどのぐらい有効になるか、どの項目だったらそれが有効に見える化してるのか、Bだったら自己評価がどうで例えば客観評価はどうかとか、いろいろ方策はあると思うんです。この中でどんな項目が自己評価を表したら有意義なものになるのかどうか、その枠を作るということについても1度検討して参ります。

B委員・・・先ほどのA委員の話と少し関連しますけれども、やはり進捗状況というのは、PDCAサイクルをまわしていく重要な指標でありますので、何らかの形で進捗状況の評価は置かれた方がよろしいかと思います。ただですね、以前、課題になったのは、おっしゃっておられるようにそれが自己評価であまり根拠づけがされてなかったというところが課題であったという認識をしています。ですので、根拠を持って、自己評価を置いた上で、

次年度どう進めていくかも踏まえてのご報告をお願いしますというふうに、多分以前の懇話会ではそういう議論になったのではないかと思います。PDCAなので、プラン、ドゥ、チェック、アクションということで、この進捗状況はチェックになりますので、その上での自己評価でも構わない、自己評価が悪いと言ってるわけではないんです、自己評価の基準を示した上で、それに対する結果と担当課が評価をして、もし改善が必要、あるいは現状維持のままであればどのような方向性でいくかを示した上での自己評価であるはずです。ただ、今回に関しては評価が抜けているのと、進捗状況の報告案なので、次の年度に向けてどういうことをしていくというものがあまり明確ではないような気がするんですね。そういうPDCAサイクルがちゃんと回せるようなもので、というようにところが、本来の趣旨であろうと思います。事務局の方で、各課の聞き取りをしたものを懇話会で報告していただくこと自体は、評価とは別問題ですので、という意味では、やっていただくことはとてもいい取り組みだと思います。ただそれが評価に影響するわけではないので、それは別の施策でやっていただいたら、懇話会の進め方としてやっていただいたらよろしいかなと思います。

C委員・・・資料を今見て感じたこと述べさせてもらいます。26 ページに、男女共同参画の推進状況が載せられていると思うんですけども、昨年度と比べたら進んでると思うんですよ。で、私が関わっていた、令和4年度と5年度、前のところを紐といてみたんです。そしたら、審議会の数が違うんで一概にそうとは言えないんですけども、昨年度との比較ってところで令和4年度、5年度との比較という形で見たんですけども、目標値34%以上の審議会数は、令和4年度が29.7%。それから令和5年度が34.4%あったんですよ。令和6年度が29.6%、ここに書かれています。そして、一番下の目標値未満のうち女性のいない審議会数は、令和5年度が18.8%で、ここにある令和6年度が22.2%。そして、今年度は18.5%ってということで、どうでしょうか、皆さん、これ、男女共同参画が進んでいるんでしょうかね。私はちょっと疑問に感じるんです。その辺やっぱり、私たちの任務としては、男女共同参画を推進していくっていう立場なんで、ちょっと、疑問に思ってます。そしてもう1点、目標が、円グラフですけども、女性の割合が34%以上の審議会が33.3%です。これ内訳見たら、教育とか健康とか保健が中心になってます。そして、ちょっと質問なんですけども、あまり私もどのような仕事をしてるかっていうのはあまりわからないんですけども、例えば24 ページの表の中の企画広報課っていうのは、ナンバー1、2があります。それから、41、42、43に企画広報課というのがあります。それ見たときに、女性の割合が、どうして企画広報課は少ないんでしょうか、そういうシステムになってるんでしょうか、疑問なんですけどね。企画広報課というのは計画作成とか、あるいは審査とか採択、認定とかに関わることで、私はやっぱり、田辺市が男女共同参画推進をしていって、活性化を図るためには、当然女性の割合もそれなりにあるべきだと思います。その辺を伺いたいと思います。それからもう1点ですけども、女性の割合が増えてますけども、見たところ、0から1っていうのがいくつかの項目にあります。何人かの中に女性が1人、その場合意見が言

えるんでしょうかね、とかそのへんちょっと疑問に感じます。特に 42 番ですね、地域公共交通会議というのが 24 人のうちで女性が 0 なんです。地域公共交通会議っていうのはどんな内容かあまり知らないんですけど、女性の視点っていうか、必要かなと私は感じています。

部長・・・ご意見ありがとうございます。企画広報課のところが今、ご意見として出たので、具体的な部分についてご回答させていただきたいと思います。まず、ご指摘のありました一番上の総合計画審議会、これは、今総合計画を作るにあたって、各団体様の方から、委員の方をご選出いただいておりますという形でございます。そして、こういった審議会も、例にもれずなんですけど、できるだけ女性の方のご参画をお願いしますという形で通知をさせていただいております。各種団体様の構成でありますとか、その役員構成でありますとか会員構成であるという中で、なかなか女性の方をご選出いただきにくい団体さんもあるのが現状でございます。そんな中でもう 1 点出ました、地域公共交通会議の部分です。これにつきましては、行政機関、それから各種交通事業者さん、それから町内会さんを通じたという形で、それぞれの地域の代表の方に出ていただいております。こちらにつきましても、繰り返しにはなりますが、可能な限り女性の方をという形でご周知をさせていただいております。それですが、それぞれのご事情により、なかなか参画をいただけていないというのが状況でございますが、今おっしゃっていただいた、当然女性の方の意見というのは反映させていく必要もあるかと思っておりますので、引き続き、女性の方の参画というのを推進していきたいというふうに考えております。

A 委員・・・今の企画広報課の特に地域公共交通についての関連の意見なんですけれども、やはり公共交通の充実っていうのは、男女共同参画に非常に関連しております。例えば、ご高齢のご両親を介護なさったり、あるいは病院へ通院に送り迎えをしたりっていうのは、やはりそれを担うのが、女性っていうのが圧倒的に多いです。なので、ここの公共交通をもっと田辺市でも、現状より、より利用しやすい公共交通網を抜本的に考え、構築していくということがやっぱりこの男女共同参画でどうしても必要になろうかと思っております。そのあたりのご認識をお聞かせいただきたいのと、やはり、先ほど C 委員がおっしゃったように、この会議に女性が多くなるということは、そういう地域の女性が置かれている実情なんかも、会議の上でのぼって来やすい、こういうこともありますので、団体からの推薦というシステムがあろうかと思いますが、せめて庁内における、システム構築をまずは推進していただきたいと思っております。

部長・・・ご意見ありがとうございます。今、C 委員それから A 委員もおっしゃっていただいたように、女性の視点を取り込むというのは、当然必要かと思っております。特に、公共交通機関を利用される方々の多くでありますとか、女性の方の免許保有率等も考えますと、女性の方の方が、そうした視点というのが重要になってくると思っておりますので、今後できるだけそこ

を取り込める形で、団体様への働きかけはもちろんなんですが、そうした意見も取り入れるような仕組みづくりを構築していきたいと思います。どうもありがとうございます。

A委員・・・4ページの学校教育課への意見なんですが、この場で本当は何らかのレスポンスがあれば嬉しかったんですけど、ちょっと日程的に私の方の質問も遅かったので今日は叶ってないんですけども。学校教育の4「人権・男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し」というところで、制服についてです。今、学校さんはいつも標準服だというふうにおっしゃっております、その標準服においてですね、学校によっては、やはり、男子は詰め襟、女子はブレザーとかいうように、まだまだ男女によって着るものが分かれているっていう実情がまだあるかと思います。これまで、どういう課題認識を持っておられて、どういう取り組みをなさってきたかっていうのを、次回のときで結構ですので、質問をさせていただきたいと思います。進捗状況の報告欄には今年度の見直しは特になかったということですが、性の自認に対して、客観的な視点で決められた制服を着なければいけないっていうことにつきましては、やはり人権上、やはりLGBTQっていうのが認識が深まりつつある、昨今、学校においてはこの部分についてもっと真摯に積極的に取り組んでいていただきたいと思います。特に、トップダウンで制服を変えるとか見直すとかいうのをやっちゃえば簡単なんですけれども、別にそういうことをやって欲しいと思っているわけではなくて、やはり学校内でも、生徒さんたちに、これってどうなんだろうっていうふうに考えられるような取り組みを通して、制服の見直しというのを図っていかれてはどうかと思っております。次回のときに、ご回答いただければ嬉しいです。

C委員・・・皆さんどんなに考えられてるかわからないんですけど、私は令和4年度、5年度、6年度、7年度比較して、このままでいったら、あと10年、15年、目標達成するためにはかかるかなあと私は思います、この目標を達成するためにはね。目標というのは結局、女性が34%以上入るのがすべてっていうのがやっぱり目標だと思うんですよね、どの分野においても。このままの進み具合みたら多分、10年、15年にかかる。これで私はいいいのかなあとと思います。ここにはデータには出てないんですけども、公民館の方は、26ページの95番ですね、ここで15人の公民館長のうちの1人が女性です。それは昨年度、女性が1人、公民館長になっていただいたんでよかったなと。教育委員会の生涯学習課の方から、昨年度、白石市の公民館の活性化の話が出たんですよね。その話の中で、話しされたのは2人とも女性だったんですよね。だからそういう女性が働きかけによって、その地域の公民館が活性化してきてるっていう状況を私たちは聞いたんですけども、やっぱりその辺は地域の活性化のためには絶対必要だと思うんですよね。私は自分の子どもとかを見てたら、男女共同参画など、家庭では早く進んでると思います。息子が妻の負担を軽減するとか、2人で同時にやってる。だけど、やっぱり一番大事なところは、家庭はそうなってるけど、地域の男女共同参画が進んでいるのかどうか、やっぱり私はこの辺が一番大事で私たちの仕事だと思うんで

すよ。それが、この懇話会のメンバーとして、その辺はもうちょっと強調したいなっていうことで、私の意見です。

議事（２）：令和７年度田辺市男女共同参画センター事業報告、令和８年度田辺市男女共同参画センター事業計画について（事務局から資料により説明）

D委員・・・今更なんですけど単純な問いなんですよ、例えば、男女共同参画推進員、この懇話会、あと連絡会、私のわかる範囲ではその３つぐらい、この男女共同参画っていうたてりの中で組織化されていると思うんですけど、仕分けというか、文章的に何か違いがあるのかそこをちょっと教えていただければと思います。

事務局・・・推進員と連絡会の違いっていうのが、推進員さんは、個人的に男女共同参画の社会の実現に向けて、活動に協力していただいているボランティアの活動をしてくださっている方々です。連絡会については同じ目的になるんですけども、関係団体所属の方で、情報とか意見交換とかその他必要な連携を図るため団体で加盟してくださっている方々の集まりになっております。

D委員・・・ありがとうございます。基本的に何かこうオーバーラップする部分があるのかなと思います。これ事務局の事務量大変だと思うんですよ、会議の招集したり、こんな形で資料作りするだけでも、経費と尽力と、人、事、物がすべて関わってきますんで、集約できるのであれば、これから統合とか連携とかいうふうな方向性が何か再考する必要があるのかなっていうふうな気がしました。１つ、見た資料の中に、責任転嫁という言葉がありました。「転嫁」の「か」って皆さんわかりますか。おわかりだと思うんですけど、「嫁」って書くんですね。これひも解くと押し付けという意味らしいです。言い換えますと、これ私なりの理解、アンコンシャスバイアスなんです、思い込み、これは女性がやるべき、だけどこれ差別・区別、て私の持論的に、差別じゃなくて区別として女性でしか担えない役割っていうのありますよね、そこへかかってくると、転嫁ということじゃなくて役割りに繋がってくるかなと思っておるんです。お互い認め合うっていうのが、そこが大事かなっていうふうな思いがあります。もう１つ事例として、昨日の新聞に載ってたんで披露しますとね、専業「しゅふ」ってよく言いますでしょ、最近「夫」というふうに振り替えているのが多いんですけど、その専業主夫がね、この３０年間で３倍になったらしいですね。共働きの拡大で主婦が減少しておる。そういう中で役割分担がちょっとずつ変わってきてるのかなって。ということは、男女共同参画に徐々に、我々の取り巻く環境の見えないところで、自分の見えるところだけの判断じゃなくて、動いていってるんじゃないかなっていう思いがあります。

議事（３）：令和７年度懇話会で出された意見についての各課回答（事務局から資料により

説明)

A委員・・・3ページの⑥【相談支援体制の拡充可否】「事情があって住むところがない女性に対して緊急的な住まい支援、市営住宅の配慮的入居要件の検討をして欲しい。」というご意見に対して、もし空き部屋があれば一時使用できるというその配慮はしていただけているというところは、大変評価できることかと思います。ただ、読んでいきますと、エアコン、給湯器、照明器具等の設備が設置されていませんので、入居者自身で準備していただく必要があるということと、あと水道、ガス、電気についても入居者自身で契約をする必要があるという、これ犯罪被害者に対する対応も、ここの要件に関わってくるかと思うんですが、こういう暴力被害により一時的にシェルターとして逃げていくっていうような要素で入居される場合、エアコン、給湯器、照明器具がないっていうことになると、緊急対応っていうふうにはちょっと不足かなと感じます。それで、対応としてはシェルターとして使えるための空き部屋をあらかじめ数部屋確保しておくということであったり、またはそういう器具をレンタルするというようなことであったり、何かしら、この緊急対応にも配慮的措置がされるよう検討されてはいいかなと思います。これはまた、意見に対する回答に対する意見になってしまいますが、引き続き、この件についてまた、検討していただきたいと思います。

A委員・・・さっきのつけ足して私言い忘れました。水道、ガス、電気の契約も、個人でやってくださいということなんですが、ワンストップ窓口の対応のようなこともできないかということもあわせてご検討いただけたらと思います。

C委員・・・前回の会議では、男女共同参画条例が必要かどうかというそういう話がかなり進んだと思います。で、この資料の②ですけども、【人権施策推進本部の設置状況と活動】ということで、「田辺市男女共同参画推進本部とは別に田辺市人権施策推進本部があると思いますが、その会議でどうしたら（男女共同参画、女性の人権）が進むのかっていうようなことを協議されているんじゃないですか。もうすでに実行されているところもあるんじゃないでしょうか。」っていうことに対して、人権推進課の答えは、これは人権に関する全体的なことであって、この質問に対する男女共同参画及び女性の人権が進むんでしょうか、どのように協議されているんでしょうかっていうそういう特定の質問に対する答えになっていないと思うんですね。だから私は適切な回答じゃないなと。そして⑧ですけども、【人権条例と男女共同参画条例について】っていうことで、双方を持つ自治体の有無と実例を示してくれますかっていうところが、15市町のうちで、男女共同参画に関する条例と併存する市町村は4市町です、もしできたら具体的に4市町挙げていただけたらと思うんです。そして、その最後の段落ですけども、「両条例がある4市町に対し、運用上の齟齬について問い合わせたところ、いずれの市町も特に問題を感じたことはないとの回答でした。」っていう

ことで、両方を持つことについて、4市町は特に問題はないっていう回答されてるんですね。

事務局・・・両条例がある4市町は、和歌山市、海南市、橋本市、上富田町です。人権推進課の回答については、改めてもう一度協議してみます。今の条例については、県内では、こういった状況ですけど、県によっていろいろ差があります。両方ある市町村もあるところは、公表もされておりますのでわかりますが、県内はこうした状況です。

C委員・・・わかりました。2番目に対する回答ですけども、人権の条例があるからといって男女共同参画条例はいらないんじゃないかっていうことに関して、男女共同参画懇話会の案内の中に、「あらかじめ、ご意見や提案がございましたら知らせてください」って書かれてるんですけど、私はあらかじめそういうことについて知らせてなかったんで急に回答お願いしたいということはないんですけど、私は両方条例があっても齟齬がないんじゃないかなという意見は前の通りです。

その他（１）：庁内各部署との連携

消防本部消防総務課から「消防分野における男女共同参画の推進について」説明

（スライドにより説明）

E委員・・・とても勉強になりました。ちょっと聞きたいことなんですけど、機能分担のどこなんですけど、役割固定ではなく、機能分担の明確化っていう形で、それは男女関係なく決まるんですか。

消防職員・・・そうですね。男女関係なくて、やっぱり一番危険な業務っていうのは、燃えてる建物の中に、火事の場合進入していく隊になります。その隊の中には、男性も入ってますし女性も入ってます。ただ、それは訓練、先ほども説明したように訓練で能力を見た上で、隊長が今日は進入させられるっていうのを判断してます。

E委員・・・ということは要するにそこで能力を積み重ねて、男性女性問わず、その任務につくっていう形になるんですね。わかりました。ありがとうございます。勉強になります。

副会長・・・今、訓練を積み重ねて、性別を問わず活躍できるということ、お聞きしてたんですけど、他に、性別を問わず活躍できる環境の整備で何かこう、この20年間で、意識されたり、変わられたこととかありましたら教えていただけますでしょうか。

消防職員・・・そうですね。今日はちょっとここでお話できなかったんですけど、ここに書いてる、一番下のコミュニケーションの質を上げるっていうところはやはり重要だなと思っ

てます。先ほど少しご紹介した 20 年前に当時総務課長だった人と話したときにも、やはりこの一方が思ってる思いだけで、こうしてあげたらいいだろうとかこうした方がいいだろうっていうのではなくて、お互いにコミュニケーションを積み上げていくことで、よりよい環境とかよりよい状態がつかれるっていうのは、この 20 年間積み上げてきたことだなと思ってます。実際、消防の現場活動においても、やっぱりコミュニケーションっていうのは重要ですので、合図も含めて、ここには今現状ずっと力を入れているような状況ですね。

副会長・・・どうもありがとうございました。貴重なご意見を、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

会長・・・ちょっと教えていただきたいのが、市の消防本部と消防団との間のギャップっていうんですか、男女共同参画に対する認識の温度差はないかなと、その辺どうでしょう。

消防職員・・・ご質問いただいた内容、常備消防、消防本部と消防団との間でのギャップっていうところなんですけど、ギャップといいますか、私たちの意識は全く同じなんですけども、例えば、女性の消防団員さんの数でいうとやっぱり圧倒的にまだ少ないっていうのが現状です。あと施設の面でも、田辺市の中で田辺から本宮まで 30 個分団があるんですけども、そのうち女性が、例えばトイレであったりとか、女性に対応した施設であったり、まだ充足できていないっていうところ、現実を見ると、ちょっとまだ進んでいないのかなっていうふうなイメージは持っております。またもう 1 点その活動で言いますと、男性、女性問わずなんですけども、本部の女性分団っていうところは基本的に現場活動を行わないっていう前提で、メインが広報活動や普及啓発活動というのをやっていたいてるんですけども、そういったところも、この先現場へ出ていくっていうところも考慮して進めていくというのが共同参画のところに繋がっていくと思いますので、そういう意味では、ちょっとまだそこまで浸透していないのかなというふうに、思っております。

F 委員・・・結婚して子育てして、いろいろ資格を取って、今、そういう、女性の隊員さん多いです。すごい頑張ってます。技術競技会とかにも出られてます。男性チームに入って頑張ってます。女性分団っていうのは、田辺市団本部に所属してます。男性は田辺支団です。そういうふうに分かれてるんです。それちょっと難しいですけど支団っていうのは現場で活動します。女性分団は広報啓発活動をやってます。で、和歌山県下で、女性の消防団がいない市町村はないんです。女性分団として、個別に分団を作ってるのは、紀の川市と、田辺市かな。でも、紀の川市は行政、危機管理部所属なので消防本部団本部に所属している団は、田辺市消防団女性分団だけになります。いろいろ市町村によって、消防団員の扱いが違います。先ほど、現場の業務っていうのもいろいろ、年に 1 回県下の女性分団が集まっていろいろ研修を受けたり、意見交換をやる場を年に 1 回設けてもらってます。県の消防協会、や

っぱり、男性の消防団員が減っているので、そこに女の人を入れて、消防団を存続させている消防団多いです。だから、そういうところに入っている消防団員さん、女性の消防団さんは、現場出てます。田辺市消防団女性分団は、活動ゼロの月はないです。現場には出ませんが、一般とか、小中高、救命講習いろいろ行ってます。田辺市消防署の職員さんは、とても頑張ってると思います。男女の区別なく、すごく頑張ってるっていうのを私はいつも目の当たりにしててます。だから、すごく心ない言葉もかけられることもあると思うんですが、ご理解がないと。今日は参加している皆さんは温かい目で、職員を見てあげてください。

G委員・・・市の消防と消防団っていうのは違うっておっしゃいましたけれども、やはり訓練とかそういうところで、協力関係というか指導にいらっしゃったりとかね、そういうことあると思うんですけれども、消防団員さんを指導していく、教育していくっていう言い方もできるかなと思うんですけれども、そういう役割もやっぱり持っていたきたいなと思うんです。やっぱり、普通の市民ですから、いろんな考えの方がいらっしゃるんで、もう女なんかっていう人もやっぱり現実いらっしゃると思うので、そういう、消防団に女性が入っていったときに、どういう扱いを受けてるかっていう、時々聞くんです。だからそういうところはやはり、これからは男女共同参画っていうので、女性もしっかり進出してもらわないと成り立たないんだっていうところを理解していただくように、指導という言い方がいいのかどうかわかりませんが、ちょっとやっぱり一言、機会があるごとに申し添えていただけたら変わってくるんじゃないかなと思いますのでよろしくお願いします。

D委員・・・単純な疑問なんですけど、消防って役割は火を消すこと、災害に対してともう1つ救急救命あると思うんですね。消防士、救急救命士、うちの娘の友達が救急救命士になったり、近所にも、その救命士の方がおられるんですけど、そこと合わせてハイブリッド的に、防災っていう基本は一緒やと思うんです、病気も災害ですから、そういう中で、質問なんですけど、防災士って持たれとる職員さんっておられるんですか。

消防職員・・・はい。防災士の資格を持ってる職員なんですけど、何名か持っている人は知っているんですけども、組織としてはそういう統計はちょっと取っていないので何名いてるっていうのは、ちょっとお答えできないんですけど。少ないと思います。数えるほどかなとは思いますが。

D委員・・・私は防災士も串本まで通って取りに行っただけなんですけど、ちょっとそういう関係もあって、質問させていただきました。日々の危険な業務など、大変ご苦労さまです。頭下がりますよね。ありがとうございました。

H委員・・・今日はこの男女共同参画の会議ということで来ていただいていますので、田辺

市消防本部、消防署としてですね、男女共同参画を進めるための、年度の計画とか、長期の計画とか、そういう指標というのを決められてますか。いろいろ、この活動について説明いただいたんですけども、例えば研修を何回するんだとか、そういう、その定めた指標というのがございましたら、また教えていただきたいと。

消防職員・・・今日ご紹介させていただいたのはどっちかっていうと、中身のソフトな部分だったんですけど、先ほどもあったように、例えば、数字的な目標として掲げてる部分って言ったら、職員数の割合とかは、国からも定めるように指導が来てますし、全国の消防本部の中で、多くの部分が定められてます。今、うちで定めているのは職員数、女性の職員の割合8%にするっていうところとかは定めてます。で、だんだん8%をクリアしたら10%っていうふうに上げていくようにしていますね。あとは研修とかで言うと、特に男女関係なく研修を受けるっていうところは特に、あえて定めてるわけではないんですけども、研修、消防学校だったり消防大学校だったり派遣もありますんで、そこに性差は関係なく、派遣するような状況にはなってます。

消防職員・・・特に個別の目標っていうのはないんですけども、うちの消防本部の職場、基本理念っていうのを定めているんですけど、そこで明確に、性別ではなく、能力ですっていうふうに規定されてまして、すべての事柄を性差ではなくって、個々の能力、ここで判断しますっていう前提で組織運営を行っているっていうところになります。すいませんちょっと個別な数字的な目標というのは定めてないんですけども。

その他（2）：意見交換 委員からの提案による意見交換

会長・・・ここで、その他、（2）のところで1点報告をさせていただきます。昨年度2月の第3回懇話会で、小委員会の設定についてご意見がありました。その際、小委員会を設けるかどうかにつきましては、会長、副会長、事務局にて検討を一任するとのご了解いただきました。これを受け、後日協議の場を設け、検討を行いました。その結果、具体的な検討事項や内容が十分に定まっていない状況であることから、小委員会を設置することは見送らせていただきたい状況でございます。以上報告させていただきますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

B委員・・・小委員会を設置するされないっていうのは、事務局、会長、副会長の判断だと思いますし、この田辺市で条例を制定されるかどうかについても、田辺市民の判断だと私は思っておりますので、あまり口幅ったいことは申し上げないんですけども、小委員会を設置しないという決断をされたから、イコール条例を制定する議論をやめたわけではない、というところは理解をしておいていただいた方がよろしいかと思います。その意味では、

条例を制定したいということで議論をされてる皆さんがいらっしゃるので、逆にいうと、そういう人の意見をきちっと尊重して、持続的な話を進めていくべきであると思います。これについては市民の皆さんのご意見にお任せしますが、私もそう思っています。

会長・・・どうもありがとうございました。委員の皆さん小委員会を今後設けたほうがいいと思いますか。その点について、議論いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今後、小委員会が必要かどうか、それによってどういう項目でどういうことを進めていったらいいか、人数的なものもございます。

C委員・・・私が前回、提案させてもらったと思うんですけども、今日の会議でも最初に、この計画プランの進捗状況についてのことと言わせてもらったんですけども、令和4年度、5年度、6年度、7年度を比べてみて、やっぱり、進んだって皆さんが思われるのか、私はあんまり進んでないと思うんですけども。毎年こんな形でやっていって、もう男女共同参画が進むんでしょうか。やっぱり、私は男女共同参画を進めるためにはどのようにしたらいいかっていうことをやっぱりもうちょっと、深く掘り下げて話する必要があるんじゃないかなと私はすごく思います。最初に出したみたいにこれが10年、15年、20年しても、50%ぐらいまでしかいかないんじゃないかなと思うんですね。それでは、男女共同参画が進められないなっていうふうに私は思います。私は次からはこのメンバーにはならない、来年度からならないんですけども、こんな形で、私は6年間進んできたけど、その辺は疑問に思います。

A委員・・・私も懇話会に参加させていただくようになって、メンバーが変わっていく中で、この議論がずっとこう、続いている状態だというふうに見受けております。だからこそ、なかなか判断が進まないというのであれば、小委員会を立ち上げた方が、結果どうなるんであれ、より積極的な議論がそこでされるんじゃないかというふうに思ってます。でも今日のご報告では小委員会を設置しないんだということでしたが、ちょっと残念だなあというふうに感じております。

会長・・・委員さんの中で必要だということであれば、もう一度、事務局と検討したいと思いますので、そのことも含めて、今言ってもらったらいいいと思うんですけどね。

G委員・・・私もその話し合いする内容があれば、具体的に進められる内容があれば、小委員会を立ち上げて進めるということは大事なかなと思います。ただ、前から言ってるように、現場で解決できるところはそこで解決しながらいくと自然に進んでいくところも多いんじゃないかなと思うので、今回みたいに消防の方に来ていただいて、現実こういうところがありますよっていうのも聞いていただいて、そしてこれからしたら各消防団がどういうふうに変わっていくかっていうところを見ていけばいい。というような、私はそういう考え方で

す。だから、もっと具体的に、ここでこういう差別がある区別があるっていうことが、あがってくればね、そこで、対応は取れると思うんです。そういう、意見がどこかであがってきてるのかどうか、拾い上げるところがあるのかどうか、そこの方が大事かなと今は思ってるんで。そういう条例があれば進むって言われたら、それはちょっとわからないですから、結果的に進んだでしょっていうようになるか、やっぱりあかんかったんやってなるかわからないので、何とも言えないです。私は小委員会を作って欲しいということがあったら、別に反対はしませんけれども、効果があるのかな。効果っていう事ものすごく私は期待したいと思うんです。それでないと具体的に進んだことにならないので、だからそこら辺で具体的に進めるためには、もっといろんな現場での問題っていうのを、ここでどっかからいろいろあげていただいて、それをきちんと話し合って、どういう解決策があるかっていうのをその部署の人とも話し合っていく。そういうふうにして広げていくってような進め方、それが私は早いような気がします。ただ、問題がきちんとあがってくるかどうかはわからないですけども。

C委員・・・今の意見についてです。私は話し合うことがないって言われたんですけども、この田辺市男女共同参画懇話会の、設置の一条に、本市における男女共同参画社会の形成の促進を資するため、この懇話会を置くっていうことで、どのようにすれば男女共同参画の社会を形成するのかを、もっと具体的に考えていく小委員会という形は無理なんじゃないかな。私はそれで実際にいけると思ってます。効果はどうかわからないんですけど、少なくとも何らかの形で。それぞれって言われるけども田辺市全体を考えて私はどのように進めていったらいいかっていうふうに私は思います。

I 委員・・・ここは田辺市男女共同参画懇話会ですよ。いつまでたっても懇話会なんです。どうしたらいいのかって、おっしゃる通りで、していかなあかんです。私も長いことここにおらせてもらってますけど、懇話会なんですよ、と思いながら座ってるんですけど、C委員が最初におっしゃったように、個人的な家庭の中では本当に進んだなあと思います。今の若いご家庭なんか見てもね、本当に2人で支えていかなかったらできないってところがあるんです。でも地域のところでそれができてるかって言ったら、まだまだやな、だから条例作ったから、その地域が盛り上がるのか変わってくるのかっていうことはあるんですが、でも、何かのその指針がきっちりしたものがなかったら言ったらまたプランがあるよ、っていうふうに来るんですけども。いつもその話で盛り上がっては落ちで何年たっても同じような話をしてる、いつまでたっても懇話会なんやなって思うんです。地域をどうしたら変えていくのかもっと具体的なところを話し合う会にしなくてはいけないのかな。でも懇話会なんですここ。

J 委員・・・賛成するのか反対するのかということの意見、まだちょっと持ち合わせてない

んで、ちょっと申し上げられないところあるんですけど、私どもの組織としましては、もう女性も男性も関係ないっていうふうな、先ほど消防の方おっしゃってましたけども、本当にもうその実力だけっていうふうな環境になってますので、もしこの地域がそういうふうな形になってないんであればねそういった方向に進んでいけばいいんじゃないかなっていうふうなそれぐらいです。

副会長・・・今の話お聞きしてて、その地域での問題っていうことについては、なかなかこの懇話会でまだ、どうしたらいいかっていうのが、参画プランがあるからって言っても、ここ4年ほどの経過を見てたら進まないっていう、数値としては結果が出てるので、地域での問題のことについて小委員会で話し合っ、その問題点などを出して、次の懇話会のときに、その議題について、皆さんからご意見いただくのはどうかなというふうに、今お話聞いてて個人的に思いました。

F委員・・・初めて懇話会来させてもらったときにその条例のお話から私は入って、条例を作る予定はないっていうお返事だったと思うんですね、企画部長さんの方から人権の条例があるので。私、その時に、今後どういう議題でお話この懇話会を進めていくかなっていうのが、わからなかったのもそういうお話をさせていただいたと思います。今もだから、次の懇話会はどういうお話でいくのかなっていうことがあります。私は、どういう議題で進む、次の懇話会を進めていかれるのかなっていう、疑問はあります。

D委員・・・基本的には人権がベースにあると思うんですね。人権擁護委員の中でも部会で、子どもであったり高齢者であったり、男女であったりするわけですね。そこの連携っていうのが人権擁護委員も含めて、何か見えてないところがあるんです。先ほど、懇話会と、推進員と、連絡会、ちょっとそれ疑問があっ、どういうたてりっていうところも含めて、もし、小委員会的な、分科会的なところが必要であれば、そこをちょっと整備しながら、それか、もっと観点を広げて、国へ行くと審議会っていうのが絶対ですよね。どうしても男女共同参画の中で、そこへつなげていくとしたら、審議会のだいたい格上げをして、ある程度発言力をつけていくのも一案かなっていうふうな気がします。それはそうしたらいいですよっていう意味じゃなくて、いろんな立場で、見ておる中で、そういうふうに感じてるのが現状です。決してつくることに対して異論はないんですけども、作り方とか、メンバー構成とかまた難しいところあると思うんですけど。言い方悪いですけど、何かが変われば、元の木阿弥になったりする部分もあるじゃないですか。そこが難しいところかなと思うんですけども。方向性としたら、もっと組織を格上げして、人権擁護委員のベースのところと、何か共同的に連絡会みたいなのもって両方でハイブリットにやっていくのもの1つの方法かなと思います。

E委員・・・ちょっと今10年後、15年後懇話会の状態、この推進はどうなってるのかっていうのを耳に聞いたとき思ったんですけど、そうしたら、今50歳以下の田辺市民、18歳まで、もう田辺市で働いてる人たちですね、が、全体のなんていうかな、3割未満じゃないですか、だからその人たちが次の社会を形成してるってことは、とても少なくなってるわけじゃないですか。そうするとさっきの消防さんも言っていらっしゃったように、役割分担ではなく、機能分担になるんじゃないかということで、男女共同参画が必要になってくるっていう感覚で私は、ここ、参加してるつもりなんですけど、そうするとやっぱり障害にならないようする、私たちの世代がその新しい社会を形成していくのに障害にならないような形を届けたいなっていうのが、私の中では思ってるんですよ。若い人たちが、今度、女性もやらなきゃいけない、もう必要に駆られて、多分、女性たちも働かなきゃならないっていうのとかが出てくると思うんですよ。だから、人数が少ないから、その時に、いい社会にしたいっていうのが基本本質なんじゃないかなって、私は思ってる。だからそういうふうに、何かそっちの観点から、今はいろいろ聞かせてもらって、さっきの消防さんの話もすごい勉強になったし、そういうふうな観点から、何か推進していけたらなと私は思っている、具体的じゃなくて申し訳ないんですけど、方向性的話ですね、そういう感じです。

K委員・・・先ほどその地域における男女共同参画社会というんですか、そういうお話が出てましたけど、多分その、さっきE委員おっしゃったように、人数が減ってきたら、否応なしに女性がやっぱり区長さんになったりとか、公民館長さんも女性になってもらわないと男性では賄いきれんよっていうのが先々では来るような気がするんですね。今は何となく男の方たちで順番に、区長さんとか、公民館長さんとかされてるんやけど、でもかといって男の人らの間で、何か女なんか駄目やんかっていう意識はないとは思うんですけど、かといって女性に頼みに行ってもなかなか、「はい私します」っていう方がなんか自分の地域を見てみたらやっぱり、いないんですよ。なんかこう、もうずっと地域の中で、そういう立場に立たされるっていうことに慣れていないから、いざそんな責任が回ってきたときに、「いやとてもそんな責任持たんわ」っていうのが、ちょっと女性の本心と違うかなあっていう感じがするんですね。中には、かつては働いてばりばりしてて、私はしますっていう方もたまにはいると思うんですけど、何か地域のことといたら男性が出て行ってしまう感じになってるような気がして。でも人がいなくなってきたら、仕方なしにって言ったらおかしいけど、それを待つのはおかしいんだけど、でも、女性自身もやれるとか、やるぞっていう意識なかったらやっぱりこういうのも進まんのかなっていうのを感じて、なんかもういつもこう会議参加して難しいところやなあ、男性も女性も、どっちの意識も変えていかんなんの難しいなあと感じながら聞いてるところです。

会長・・・ありがとうございました。委員の皆さんからいろんな意見を拝聴しました。それで一番大事なこと、田辺市男女共同参画がどのように進んでいくのか、そう考えたときに、

どうしたら男女共同参画が進んでいけるんかということが一番根本になってくると思いますんで、そういうことも含めて、先ほど小委員会は見送らせていただきましたと言いましたけども、今の委員さんのお言葉を聞きましたところ、小委員会も必要ではないかという意見もあるようですんで、小委員会を設けることも含めて、田辺市男女共同参画がいかに進んでいくかということを柱に置いて、今後懇話会を進めていきたいと思いますんで、事務局と会長・副会長の中で、もう一度、話し合いしたいと思いますので、皆さんよろしいでしょうか。

その他（３）：その他

副会長・・・閉会のあいさつ